

『看護必要度 Q&A (第 5 版)』第 1 刷 追加・修正事項

※以下の内容は、2022 年 6 月 7 日付けにて示された「疑義解釈資料の送付について (その 12)」により、発生した追加・修正事項等をまとめたものです。

頁	該当箇所	現状	追加・修正事項		
13	↓1	一般病棟用の評価の場合、	削除		
13	↓5	…示されています。	…示されており、疑義解釈通知において ICU 用の必要度 II も同様の取扱いであることが示されています。		
13	↓14	特定集中治療室用の評価では、必要度 I・II で対象患者の違いはありません。	削除		
14	↑6	一般病棟用の評価票において、	一般病棟用及び ICU 用の評価票において、		
15	表内	対象外の患者	ICU	ICU 必要度 I	ICU 必要度 II
		産科患者	—	—	—
		15 歳未満の小児患者	—	—	—
		歯科の入院患者 (同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)	—	—	○
		短期滞在手術等基本料を算定する患者	○	○	○
		基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者 (基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料 3 に係る要件を満たす場合に限る。)	○	○	○
		基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者	○	○	○
47	↑7	一般病棟用の必要度 II の評価において除外する患者の条件として、	必要度 II の評価において除外する患者の条件として、		
47	↑5	一般病棟用の必要度 I の評価においては、当該条件はありません。	必要度 I の評価においては、当該条件はありません。		
47	↑4	一般病棟用の必要度 I による評価の場合で、	必要度 I による評価の場合で、		
98	Answer 部	まず、必要度 II の場合はコード一覧による評価なのですが、他のコード一覧による評価項目とは異なり、評価対象ではないコード一覧 (除外一覧) が示されています。除外一覧にはないレセプト電算処理システム用コード (システム用コード) で、データ区分コード (診療識別コードと同じ) が 30 番台 (注射) のシステム用コードが 3 種類以上入力 (同じシステム用コードはカウントできない) されている場合に評価で	必要度 I・II いずれの場合も、入院 EF 統合ファイルからの自動評価はできません。 必要度 I の定義には、「注射により投与した薬剤の種類数が 3 種類以上であって、当該注射に係る管理を行った場合に評価する」ことが示されています。さらに、留意点には、対象になる薬剤の条件が記載されており、入院 EF 統合ファイルにおけるデータ区分コードが 30 番台 (注射) の薬剤が対象になるが、30 番台であっても別途		

		<p>きることとなります。</p> <p>必要度Ⅰの場合は、評価の手引きに記載された定義等に従って評価することになり、評価対象病棟で実施された注射薬剤の投与であって、看護職員が管理を行っている場合に評価対象にしますので、入院EF統合ファイルから自動的に評価することはできません。</p> <p>❖3種類以上の投与については、成分名が異なる必要がありますが、同時に投与されている必要はありません。</p>	<p>示されたコード一覧(除外薬剤)に該当する場合は含めないこと、「成分名」が同一の場合は1種類として数えること等が記載されています。また、ビタミン剤に関して特別なルールがあります。</p> <p>必要度Ⅱの場合も、令和4年6月7日の疑義解釈通知(その12)において示された通り、必要度Ⅰと同様に、「成分名」が同一である場合には1種類として数えることになり、ビタミン剤に関する特別なルールも適用することになります。</p> <p>❖3種類以上の投与については、成分名が異なる必要がありますが、同時に投与されている必要はありません。</p>
100	↓7~8	必要度Ⅱの場合は、評価対象のシステム用コードが異なれば、異なる種類としてカウントすることが可能なのですが、必要度Ⅰの場合は、	削除
260	6 注射薬剤3種類以上の管理 ※部	※必要度Ⅱの場合は、評価対象ではないコード一覧(除外一覧)が示されており、除外一覧にはないレセプト電算処理システム用コードで、データ区分コードが30番台(注射)のコードが3種類以上入力されている場合を「あり」とする。	削除
281	追加事項	<p>【令和4年度】疑義解釈(その12) 令和4年6月7日</p> <p>問4 「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」中<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ>の8のAにおける「3 注射薬剤3種類以上の管理」について、「厚生労働省「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」において示している「成分名」が同一である場合には、1種類として数えること。また、健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを薬剤種類数の対象としない」こととされているが、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱについても同様の取扱いであると考えてよいか。</p> <p>答 よい。</p> <p>問5 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価については、「歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外すること」とされているが、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱについても同様の取扱いであると考えてよいか。</p> <p>答 よい。</p>	